

図画工作科の教科観の改善を念頭においた 教員養成及び現職教育の展開に向けて

隅 敦

Expansion of Teacher Training and In-service Training -With the improvement for the view of curriculum in “Art and Handicraft Subject”-

Atsushi. SUMI

E-mail : sumi@edu.u-toyama.ac.jp

要 約

本研究は、小学校教員免許取得をめざす学生の図画工作科という教科観を問題とし、その改善を試み、図画工作科を他教科と同様に学力をつける教科としてきめ細かに指導できる教員の資質能力育成のための方途をまとめようとしたものである。加えて、教員免許更新講習を中心にした現職教育における指導と連動することにより、図画工作科を指導する側の教科観の改善をめざしつつ、この教科の学力を児童にどのように身につけさせるかについて考察している。

キーワード：教科観，図画工作科，学習指導要領，教員養成，現職教育

keywords： The view of curriculum, Art and Handicraft Subject, Course of Study, Teacher Training, In-service Training

はじめに

美術教育に関して「学力をつける教科として認識する」ことについて紙上や学会で発表を行うと、必ずといってよいほど指摘をいただく。「教科の本質を理解していない」、「あまりにも味気なく美術でつけることのできる力に期待が感じられない」等。確かにそれらのご指摘やご叱正は、ある意味でまちがっておらず、むしろ筆者の研究の励みにもなるものである。

しかし、当然のことながら、美術科や図画工作科を学校教育で行われる教科として受けとめると、後述するように児童生徒に「学力」をつけることが前提になってくる。本研究では果たして「学力」をつけるという認識がなされてきたか否かについて疑問を感じざるを得ない状況が起り続けてきた事実¹から、教員希望の学部学生に対する教員養成に関わる教育や現職教育において求められる要件について以下の手順で考察していきたい。

第1章では、学部学生に対する小学校時代に受けた図画工作の印象のアンケートの集計を分析し、その教科観の課題を整理する。

第2章では、小学校教員を目指す学生が受験す

ることになる教員採用試験問題を分析した結果を元に、図画工作科の教科観の改善に向けての課題をさぐる。

第3章では、教育関係法令における図画工作科の位置づけを確認し、学力をつける教科であることの確認を行う。

第4章では、以上の考察を基に、図画工作科の教科観を改善するための指導のあり方について、著者が平成24年度前期に本学部において実施している教育内容の取り組みの一端を紹介する。

第5章では、現職教育における取り組みに求められる内容を整理する。そして、また、現職教育での実践を経て、図画工作科の評価を行うために教員に求められる能力をいかに習得させるかについてまとめていきたい。

1. 「図画工作科教育論」の受講学生の図画工作科に対する初発の教科観

(1) アンケートの結果から

平成23年度および24年度の図画工作科教育論の講義の際に授業レポートの中で「これまで図画工作科をどのような教科だと考えていたか」という質問

のアンケートを行った。その回答をまとめて分類整理すると、次のような結果になった。

表1 平成23年度及び24年度前期「図画工作科教育論」の受講学生(98と102名)の図画工作科に対する教科観を集計した結果

これまでの図画工作科の教科観	人数	%
楽しい教科, 息抜きの教科	72	36
創造力をつける教科	35	17.5
自分の好きな作品をつくる教科	19	9.5
ただ絵を描いたりつくったりする教科	12	6
絵のうまい人が得意な教科	12	6
学力をつける教科ではない	11	5.5
重要な教科ではない	10	5
道具の使い方を学ぶ教科	10	5
学習発表会や作品展などで展示する作品をつくる教科	7	3.5
表現や鑑賞もする教科	6	3
好きではなかったので楽しくない教科	6	3

最も多い「楽しい教科, 息抜きの教科」として分類された記述では、次のようなものがあった。「ものづくりが好きだったので、1週間のうち息抜きをする時間」、「小学校の時、何かをつくれる楽しい時間ぐらいしか考えていなかった」、「絵を描いたり、何かを作ったりして子どもたちが楽しむ教科」、「図工は楽しい時間, 息抜きの時間」、「“息抜き”“遊び”といった感覚で授業に臨んでいた」。

他の教科との比較の上で、「楽しく」「息抜き」ができる「遊びに近い」時間であるという認識を持つ学生が多かったことになる。

ただし、「創造力をつける教科」として分類した記述では、次のようなものがあった。「ものを作ったり、絵を描いたりして子どもの表現力や創造力を伸ばす教科」、「子どもの創造力と発想力を表現する教科」。これらの記述は、小学校時代にこのように感じていたと言うよりも長じて、教育全般について考えるようになり、そのように捉えるようになったと判断することができる。

「学力をつける教科ではない」「重要な教科ではない」という記述については、他の算数・数学や国語などの所謂受験に関係のある主要教科との違いを明確に意識しているのとらえることができる。

「絵のうまい人が得意な教科」、「好きではなかったので楽しくない教科」の項目では、絵を上手に描くことが出来なかったというコンプレックスをこの教科に抱いていた学生の存在が伺える。

(2) アンケートの示す課題

小学校の教員を志す学生が図画工作科を受けている児童の段階で、どのような教科観を抱いたとしても、実はそれほど問題はないと言える。児童が息抜きとして楽しく授業を受けながら、知らず知らずのうちに図画工作科の教科としての学力をつけることができているからである。

課題は、図画工作科に対して小学時代に彼らが抱いたこの教科に対する印象を保ち続けたまま、大学の3年生になり、小学校教員の免許の取得を行おうとしている事実にある。中学校で美術科を履修した後に、高等学校では他の芸術教科を選択すると、それ以降、学ぶ機会が失われていくことから、主要教科とは別の特殊な能力が求められる教科であるという認識²を抱いている可能性もある。

2. 採用試験問題分析から

(1) 採用試験問題の分析結果から

筆者は、以前、全国の教員採用試験問5年間分を精査分類しその課題の把握を行った³。その結果、採用試験問題は、出題形式はもとより出題内容に大きな偏りがあり、このような問題を解答するための試験準備が、そもそも誤った教科観を助長することにつながってはいないかという疑問を抱いた。

そこで、採用試験問題の内容を出題率の高い順に整理した一覧表から、図画工作科の教科観形成に関わる課題を導き出してみた。

表2 全問題出題内容別一覧

出題内容	問題数(問)	出題率(%)
表現技法にかかわる問題	175	29.41
学習指導要領にかかわる問題	172	28.91
表現指導にかかわる問題	98	16.47
美術史にかかわる問題	81	13.61
実技	50	8.40
評価にかかわる問題	11	1.85
鑑賞指導にかかわる問題	8	1.34

(2) 専門的な知識を要する特殊な教科観形成に関わると考えられる問題

①「表現技法にかかわる問題」がつくる教科認識

現行の学習指導要領では、版画に関わる内容については本文になく、巻末の指導上の留意点に記述がある⁴のみである。採用試験問題では、小学校で行われる版画に関する名称や用具の出題回数が高いことが特徴的である。ただ、学習指導要領

の扱いが低くとも、小学校で指導する版画の技法に関わる内容であれば、むしろ、採用後に必要な指導事項として、事前に理解させておくことが期待されると考えられる。

ここで問題になるのは、ドライポイント、エッチング、リトグラフ、シルクスクリーン、メゾチントなど小学校段階では、指導する必要のない専門性の高い技法についての名称や用語についての出題回数が高いことである。このような問題の出題に対して、受験者が図画工作科に対して美術科と同レベルの専門的知識が求められる特殊な教科であると認識しないだろうか。

②「美術史にかかわる問題」および「鑑賞指導にかかわる問題」の課題

「美術史にかかわる問題」では、例えばギュスターヴ・モローの名前が選択肢⁵の中にあたり、アントワヌ・ブールデルの作品⁶を選択肢から選ぶ問題があったりした。前者は19世紀後半のフランスで活躍した象徴主義の画家であり、後者は近代のフランスの彫刻家である。

筑波大学のグループが行った2004年（平成16年）における全国の採用試験問題の分析においては、特に図画工作科の分析では「疑問のある出題例」の一つとして次のような問題を挙げている。

「クロード・モネは太陽の光によって変化する色をとらえ、見えるままの印象派を明るい色彩で描いた印象派の画家である。クロード・モネの作品でないものはどれか、1～5から1つ選び、番号で答えなさい」⁷

この問題に対しては、「他の都道府県全体に散見される」とし、「教員採用にあたり、このような知識がどれほどの価値をもっているか。あるいは、これによって受験者の教師としての的確性をどう判断するのか。」⁸と指摘している。

前述のギュスターヴ・モローを出題したある自治体の小学校の専門教養の問題数は22問であり、その中の3問が、図画工作科の問題として、あてられているのみである⁹。このように採用試験の問題数が限られている中で、小学校において一般的とは言えない「美術史にかかわる問題」を出題する理由が必要である。

一方「鑑賞の指導にかかわる問題」は、鑑賞指導に求められる留意点の記述をさせたり、適切な文の選択をさせたり、小学校の鑑賞指導にふさわ

しい意図を示した文と作家名を選択させる問題があるが、「美術史にかかわる問題」の出題回数と比べて非常に出題率が低いのである。

(2) 重要ではない教科観形成に関わると考えられる問題

「学習指導要領にかかわる問題」は、その意味について深く考える必要がないものがほとんどであり、学習指導要領の目標や内容の文章を暗記していれば、解答できる。

例えば、平成20年版の教科の目標¹⁰に「感性を働かせて」が加わったが、その言葉がなぜ加わったのかについて問う問題は一問もなかった。教科の目標に新たに加わったこの教科の根幹をなすキーワードに対して出題の扱いが極めて軽いことが分かる。したがって、単に暗記すればすむ問題では、学習指導要領を理解するためには不十分であると言わざるを得ない。

ちなみに、前述の筑波大グループの分析では全問題を良問と悪問に分けて定義していた。悪問とは「広範囲にわたって細かく暗記しておかなければ答えられないタイプの問題」¹¹と定義づけている。反対に良問の定義づけは、「各学校種別に教師として不可欠な事項を問うタイプの問題」¹²としており、その出題例の一つとして次のような問題を挙げている。

「低学年の児童の中には、色覚に障害があるなどの理由で、他の児童と異なる色合いの表現をする場合がある。このような児童に対して、どのように指導に当たることが大切か。図画工作科『A表現』の低学年の内容とかがかわらせて、指導の基本的な考え方を書きなさい。」¹³

この問題に対して、「色覚に障害がある」という限られた事例において「一見、教職経験のない受験者には難易度が高いようにとらえられる問題である」としながらも、良い点として、「学習指導要領でおさえおかなければならない基本的なことをふまえながら、低学年の図工における留意点を述べさせようとしている」ことを挙げている。

したがって、良問の条件として学習指導要領をふまえることに、「受験者の知識と教師としての実践的な力量」がこの問題の解答に表れることになると結んでいる。

図画工作科の「評価にかかわる問題」は、5年間の出題回数がわずか11回で、8自治体からしか出題

がない。この出題率そのものが少ない状況に課題がある。しかし、「評価」については、現職の教員自身が難しいと感じている¹⁴ こともあり、決して避けて通ることができないものであることから、むしろこの問題が重要であることを意識させるような出題がなされなくてはならないだろう。

学習指導要領に関する問題や評価に関わる問題を工夫して出題することで、他教科と同様におさなりにすることのできない教科であるという認識を与えることができるのではなかろうか。

（４）教員採用試験問題の出題内容から教科観の改善に向けての課題をさぐる

以上の考察を踏まえると、教員採用試験問題の分析から、その出題傾向で偏った教科観を形成される恐れがあることが分かった。採用試験問題の是正については、その問題を作成している都道府県教育委員会に申し入れなければならず、改善に向けては相当な時間と粘り強い交渉が求められることが予想される。

ここで、通常の小学校における指導内容を超えない範囲で幅広い分野から出題されている「表現指導に関わる問題」について取り上げたい。この問題は全国の7割を超える自治体から出題があり、記述式問題（文章で解答）には、単に用具の名称だけを覚えても解答することができないものもある。特に、図示させて解答させる問題には、機構工作の仕組みを描かせるもの¹⁵ や図示された彫り跡に合う彫刻刀を描かせるもの¹⁶ があった。これらは、実技を通して使用法を理解しておかなければ回答できない問題である。

一方、筆記問題に含まれる「実技」¹⁷ の問題は、1次試験では出題数こそ少ないが、出題形式ごとに「構想画」、「デザイン画」、「実物スケッチ」に分けられた。それぞれの実技のテーマをみても、その必要性が感じられるものが少なかった。特に「構想画」では、「平面上に置かれたニワトリの卵」や「片手でビーカーに入った水を別のビーカーに注いでいる様子」など、かなり難易度の高いテーマが見られる。また、回転体に陰影を付け描くなどの高度な描写力を求められるテーマが出題されているが、単に受験生に絵画的表現力を求めても、絵が苦手な者は教えられないという教科に対する認識を抱いてしまうという懸念が生じる。

全科目を教える小学校教員の採用試験であっても、

図画工作科という教科に関する問題を一次試験の段階で出題していない自治体が存在する。さらに、二次試験で実技のみという自治体¹⁸ もあるし、図画工作科の問題を一次試験でも二次試験でも出題しない自治体も¹⁹ ある。

全く問題が出題されないのであれば、その対策を全く行わないということになり、重要でない教科という認識を抱かれても仕方がないであろう。したがって、ますます、教員養成段階において教科観を改善する指導が求められてくるのである。ちなみに本富山県も出題がない県²⁰ であり、当然、採用試験を受ける学生たちは、図画工作科の受験の準備はしていない。

3. 教育関係法令における図画工作科の「学力」の位置づけ

（１）入学条件を示した教育関連法令と「学力」

学校教育法において、「学力」という語句は、次のように条文の箇所にのみ用いられている。

「第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。」

つまり、高等学校入学以前の義務教育の段階で²¹ 「学力」をつけていることが前提になっていることを示している。その他、大学、大学の専攻科、大学院等の入学の条件を示した条項²² にも「学力」についての記述がある。高等学校と同様に大学に入学するためには、それ以前につけておくべき「学力」、大学の専攻科や大学院に入学するための「学力」というように、入学のために求められる条件として「学力」が求められる。

学校教育法施行規則第九十五条²³ においても同様に「学力」についての規定があり、昭和23年に文部省告示第47号として出された「学力」そのものが、学校教育における上級学校進学条件として示されていると解釈することができる。ところが、これらの法令ではそもそも前段階の学校で付けておくべきとされる「学力」がどのような内容であるかについて明らかにしていないのである。

（２）教育関係法令における図画工作科の位置づけ

①図画工作科の教科としての位置づけ

学校教育法に次のような規定があり、図画工作科が教科であることを確認することができる。

「第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする」²⁴

これらの教科の規定は、戦後すぐから教科名の再編成の度に書き換えられてきているが、学校教育法が昭和22年（1947年）に制定されて以来、図画工作は教科として規定されているのである。中学校の美術科は、昭和26年学習指導要領までは、図画工作科として位置づけられている。

②教育課程の規定と学習指導要領

学習指導要領に基づいた教育課程を実施することも次のように規定されている。「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする」²⁵。

このように規定が検定を受ける教科書にも影響を与えていることは次の条文で明らかである。「(2) 学習指導要領の総則に示す教育の方針や各教科の目標に一致していること」²⁶。したがって、教育課程で位置づけられた図画工作科は学習指導要領に基づいて編集された教科書を有しているということになる。

(3) 教育関係法令における教科書の使用について

教科書の使用については、学校教育法第三十四条に次のように規定されている。

「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる」²⁷。

したがって、「有益適切」な図書や教材がない限り教科書を使用することが規定されている。さらに、義務教育段階における教科書の無償配布についても次のような規定がある。

「第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする」²⁸。

つまり、教科書は税金で購入され、義務教育の段階では、それを使用することが前提になっていることが明らかにされているのである。

(4) 教育関係法令における評価について

小学校で行われる評価については、学校教育法施行規則において、次のように規定されている。

「小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない」²⁹

さらにその記録は、指導要録として次のように作成の必要性が記されている。

「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行規則第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない」³⁰

平成元年版学習指導要領が施行された後、平成3年（1991年）に指導要録の評価の観点を示された。この時以来、図画工作科における評価の観点は、「造形への関心・意欲・態度」、「発想や構想の能力」、「創造的な技能」、「鑑賞の能力」の4観点である。これを学力の観点であると文部省側は示している³¹。

(5) 教育関係法令における図画工作科

前述の教育関係法令を整理すると、「図画工作科は教科であり、学習指導要領に基づいて編集された教科書を使用し、児童に学力をつけて、評価をしなければならない」と法的規定がなされていることが明白である。

この事実を、図画工作科の教科観を改善するには積極的に生かす方向で、講義の中で取り上げることにした。

4. 教員養成における取り組み

(1) 必修「図画工作科教育論」において

本講義においては、シラバスにおける達成目標を次のように設定している。「小学校の低学年から高学年にかけての図画工作科の各領域の題材を実際に体験しながら、学習指導要領を踏まえた理論との関連を確認し、この教科で身に付けるべき学力について、考えていくことができるようにする」。したがって、「教科で身に付けるべき学力」を評価する能力を身につけることも、小学校教員の免許取得を目指す学生に対して行っているものである。

(2) 講義の構成

まず、毎回の図画工作科に関する理論的事項につ

いての説明を行っている。ここで、関係法令や学習指導要領との関わりや、学校教育における実態などについて説明した後で、教材研究を行っている。①題材名「○○○・・・」を教科書での紹介例の確認、②学習指導要領上の位置づけの確認、③指導目標の確認（学力と評価）、④制作の手順の確認、⑤制作（学生が持参したデジタルカメラで動画を含む画像記録を撮りながら）、⑥まとめ、⑦授業レポート作成。⑧題材レポートの作成（次週までの課題）

授業レポートでの視点は、理論に関わることや、教材研究で取り上げた題材に関わる内容であり、毎回授業終了後に手書きで提出させることをしている。さらに授業終了時、本時で体験した内容をまとめる題材レポートは作品の制作過程や完成作品の画像を貼り付け、評価の4観点に基づいて自己評価をさせた書類としている。

（3）実際の講義から

次に、平成24年度に実施している講義の内容について3回分を紹介する。

①第1回（4月12日実施）

まず、本講義のねらいとカリキュラム上の位置づけを確認し、授業計画について説明をする。さらに、毎回の講義のパターンについて知らせた。

図画工作科の教科としての位置づけを教育関係法令で確認した。そして、全国の小学校においては学級担任の8割以上が図画工作科を教えている事実³²を知らせ、現場の教員の多くが、この教科の指導に自信を持っていない事実³³も知らせる。

次に「こんなかたちのかみにも」1年の「絵に表す」活動³⁴の教材研究を行った。保管しているさまざまな形をした画用紙等の切れ端を配布し、この題材の指導目標、4観点の指導目標を提示した。この教材研究で強調したのは、余った紙から行う「見立て」であり、子どもの見方やとらえ方の特徴について、教科書掲載の児童作品を提示しながら説明した。

当日の授業レポートの中から学生の感想を取り上げる。

「今日は、図画工作科も他の国語、算数などと同じだということを改めて学びました。これからの講義で、どのように教科書を利用していけばいいのか、学ぼうと思っています。と言うのも私は小学校で教科書を使ったことがないからです」。

「図画工作科について、法律により、細かく規

定されていることを知った。教科書を使用しなければならないということが法で定められているなんて知らなかった。自分が受けてきた図工からは考えられないことが多く驚いた。国社数理等と同じ教科の一つとして、同等に扱っていくようにする必要を感じる」。

②第2回（4月19日実施）

まず、「学力低下問題と図画工作科」について、図画工作科の校内研修自体算数や国語に比べて少ない状況について説明した。次に、前回の学習指導要領の改訂の際に全く俎上に載せられなかったこの教科の実態を文部科学省等のHPのデータを示した。さらに教育公務員に研修の義務も権利もあることを教育関係法令で示した。

教材研究では、「大好き自分の線と色」3年「絵に表す」活動³⁵の内容を行った。教科書を用いて題材の説明を行い、4つ切りの画用紙を配布し、水彩絵の具セットやパスなどの用具をグループごとに配布し、教科書でその使用方法を示しているページを確認させた。

当日の授業レポートの中から学生の感想を取り上げる。

「発表の場で、国語や算数といった教科が中心になるのは、やはり答えが予想しやすく授業計画が立てやすいからだと思う。図画工作は子ども次第で授業がどう展開していくのか見えづらいから敬遠されがちなのだろう。しかし、そのような時にしっかりと生徒の考えを踏まえつつ学びに誘導していける教師こそ本当に力のある人だと思う」。

「学習指導案を、図画工作科ではあまり作成されないということが冷静に考えてみると、とても大きな問題となることがよく分かりました。実習の時に学習指導案を書くことが大変だったけれど、意味があるものであったと思います」。

③第3回（4月26日実施）

まず、「図画工作科でつける学力について」前年度に行った学生アンケートの結果を示し、学力をつける教科としての認識を抱いていない事実を示し、次に平成3年の指導要録の改定以来、4観点の評価観点が学力の観点として位置づけられていることを確認させた。そして、中国で美術を学んだ学生が日本のデザインにあこがれて留学したが、デザインよりも美術教育のシステムにその原因があるとし、美術教育学を学び始めたという手

記³⁶を示すことで、美術や図画工作科という教科で学力をつけることの重要性について改めて理解させた。

次に「光を造形要素として扱う活動は、低学年から題材として継続的に取り上げられている事実を全学年の教科書で関連箇所を確認させた。

教材研究は、「光のハーモニー」6年「造形遊びをする活動」³⁷を行った。教科書題材の説明を行い、ブラックライトをセットし、ケント紙および蛍光のポスターカラーを配布した。この際、カッターナイフの使用方法について、使用方法を示した学年の教科書で確認した。

当日の授業レポートの中から学生の感想を取り上げる。

「絵のうまい人が良い点もらえるのが図工のイメージで今まで避けてきたように思います。留学生の話聞いて、ただうまく描くだけでなく、過程を知り、楽しむことが必要だと思いました。また、作品を造ってどんな見せ方を考え、工夫の方法は様々で、子ども一人一人のひらめきを感じ取ることができる題材だと感じました」。

「図工の学力とは何だろうと思っていました。講義を受けて、まだ、明確な学力についての考えが出ていないのだろうなと感じました。また、教師側も、図工の学力について十分に理解していないから、図工で何をすればよいかわからないという教師がいるのだろうなと思いました」。

(4) 教科観の改善を念頭においた講義を展開して

まず、本年度の取り組みで、最初に背後に含まれている美術教育の理論に結びつけながら、講義をすることを心がけている。

したがって、受講学生の感想にも単に教材研究で扱った材料や用具についての記述だけでなく、教科観の見直しにつながる記述も見られる。

次に、教科書を用いて授業を行う意義について、

教科書を中心に据えて教師の立場で考えさせるようにしている。そうすると、授業の場面を想定しての材料・用具の扱い方を指導することが可能であり、学部生の段階で、教科書を活用してきめ細かな指導を行うことの必要性について確認することができる。

また、教科書に掲載されている多数の児童作品を使用して、筆者の経験も踏まえて、時には筆者の過去の指導事例の制作の過程や予想される児童の思い

について説明することで、児童の作品の見方についてもふれることもできる。

ただし、小学校の全学年の題材から幅広く取り上げて行く必要があり、必修のこの講義のみでは十分とは言えない。後期に開講する選択必修講義「図画工作」においても教科書を用いながら指導を行うことを前提にしてシラバスを作成している。

5. 現職教育における取り組み

(1) 平成23年度の教員免許更新講習の開催に当たって

平成23年度の教員免許更新講習において、図画工作科の評価に焦点を絞った講座³⁸を開催したところ、39名の参加者があった。その講座の開始前のアンケートで、次のような結果を得た。

図画工作科自体の指導に対する苦手意識の有無について、「苦手意識がある」は、28.2%、「苦手意識はない」が約38.5%、「どちらとも言えない」が33.3%であった。さらに、他の教科に比べて図画工作科の指導のしやすさについて、「指導しやすい」約13.5%、「指導しにくい」約43.2%、「どちらとも言えない」約43.2%であった。参加者の約3割が苦手意識を持っており、約4割の参加者が指導しにくさを感じているということであった。

また、事前調査票においては、特に評価についての講習とすることを名打ったことで学びたいという参加希望者が次のように記述していた。

「図画工作科の評価方法に、いつも悩みながら、自分なりに評価をしている」、「図画工作科の評価は、いつも自分の評価でいいのだろうか、他の先生だと違ってくるのではないかと心配していた」、という悩みの他に、「作品を見る時に、どうしても主観が入ってしまっているのではないか」、「子どもの作品の見方、評価の仕方」が分からないというように、子どもの「作品」の出来映えにそのものと評価を切り離せない参加者もいた。

図画工作科について、評価に自信が持てないだけでなく誤った評価法を認識している教員がいることが浮き彫りになった。

(2) 教科観の改善をめざした内容の整理

本講習会の開講に当たって、次の4観点から現職教員の教科観の改善を図りたいと考えた。

①教育関係法令と学校学習指導要領の意義

「図画工作科教育論」で用いたプレゼン資料を

用いて、教育関係法令と学習指導要領及び教科書の使用について確認した。

②小学校での指導に生かせる知識の習得

全員が小学校での指導経験があることが前提であり、普段勤務先で使用している教科書を持参している。したがって、本講習では、教科書に掲載されている材料や用具について、見逃しやすい情報が掲載されている箇所³⁹について提示を行った。

③実践の場で生かせる指導力の育成

実際に水彩絵の具を用いた平面の造形遊びの題材を教材研究の場面で、児童に対する支援の言葉かけや、準備物や環境設定の在り方について、説明を行いながら、具体的に評価の観点に関わる造形行為が見られる点を拾い上げて提示していった。

④教員として評価を行うことのできる能力の育成

図画工作科の評価方法について、その評価の元となる評価情報の蓄積の方法について、静止画や動画による記録の方法や、スケッチブックや教科書ポートフォリオの作成について紹介した。

(3) 講習の実際から

講座は、次の内容について、2つずつのテーマを90分1校時として行い（4校時は1テーマ）、計4回6時間（試験を含む）で実施した。

①図画工作科の評価に関わる諸問題について（1校時）

- ・教育関係法令（学校教育法、学校教育法施行規則、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等）において、教科として位置づけられ、他教科同様に学力をつけ評価を行うことが求められていることを確認。
- ・学校教育の現場において授業研究の回数が低い教科であることの確認。

②小学校教員に求められる「評価する能力」を支える「知識」について（1校時）

- ・評価の4観点が図画工作科で示された「学力」の観点であることの確認。
- ・水彩絵の具を用いた題材名「大好き自分の線と色」を実施しながら、4観点の評価の場面を確認。
- ・採用試験問題の中から、求められる「知識」の確認。

③教科書を用いた題材の実施の意義について（2校時）

- ・教科書題材が採用試験に出題されて、受験生が

全く答えられなかった事例について紹介。

- ・教科書に掲載されているが、あまり実施されない自然環境を生かした造形遊びについて紹介。
- ・題材目標の解体表⁴⁰を作成しての評価方法について提案。

④セット教材の功罪について（2校時）

- ・セット教材を用いることで予想される問題点について提示。
- ・セット教材を用いることで改善される点について確認。
- ・図画工作科に地産地消の考え方を導入した新しいセット教材の紹介。

⑤教科書をポートフォリオとして活用する方法について（3校時）

- ・教科書に、トレーシングペーパーやクリアファイルや書き込みのできるページを追加して、本体をそのままポートフォリオとして利用する方法の提示。

⑥評価資料を用いた評価について（3校時）

- ・教科書ポートフォリオやスケッチブックに一元化した評価情報を活用して行う評価方法について紹介。

⑦補足説明及びまとめ（4校時）

- ・小学校図画工作科から広がる美術の世界について
- ・事前に提出された質問事項に回答、図画工作科という教科が育てた世界の先にある日常生活における美術について回答。

(4) 講座終了時の感想から

本講座を終えて受講生が印象的なことを記述した内容を頻度順に整理すると次表の内容になった。

(39人の参加者から、複数回答有り)

	記述内容	回
ア	教科書をそのままポートフォリオとして活用する方法について	14
イ	教科書に技術指導に関する丁寧な情報が示されていることについて	12
ウ	教科書会社の提供する題材目標文を文節ごとに解体し、再構成することによって、新たな評価標準の作成を行う手法について	6
エ	スケッチブックの活用によって、評価情報を一元化する手法について	5
オ	日常の中に溢れる美術について再認識することで、小学校の図画工作科の位置づけを確認することについて	4

カ	ポートフォリオで図画工作科の評価を行うことについて	3
キ	子どもの成長を子ども自身がメタ認知していくということについて	2
ク	教科書が無償で配布されるということは、国民の税金を使って行われていることについて	1
ケ	客観性を重んじる評価方法について	1
コ	繰り返し過程を積み重ねることで、評価が確かなものになっていくことについて	1
サ	造形遊びの実施の意義について	1

以上の主な感想を（1）教科書の活用について、（2）評価方法について、（3）図画工作科の教科観の見直しについて以下にまとめてみる。

①教科書の活用について

図画工作科の教科書をそのままポートフォリオ化していく方法を、材料を用意して具体的に示した点については、受講者の反応がよく、次のような感想があった。

「教科書で教えたいという意欲がわいてきました。（今まではどのように教科書を活用してよいかわからなかった）」「意外にもすぐできそうなことが多く、参考にしたいと思いました」

図画工作科の教科書を見せると子どもが似たような作品をつくる可能性があると言うことで、教えて使用させなかったという教員も多かった。しかし、作品例のみならず、材料や用具の使用方法についてかなり詳しい事例が掲載されていることを提示すると、次のような感想が見られた。

「教科書の中に言われて初めて知ったような情報が多くあり、驚いた」「教科書の内容は、当然であるが厳選されており、いろいろな教材に出会わせる前には、基礎・基本を教えるためにも、ぜひ教科書を活用すべきであるということが印象に残った」。

また、教科書は国民の税金で無償配布⁴¹されており、裏表紙⁴²その点について記載されていることを紹介すると、そのような記述がされていることにも、受講生の誰も気がついていなかった。

②評価方法について

そもそも、評価の観点を普段の授業の中で意識していくことについて、抵抗感を感じている者が多い。したがって、教科書に掲載されている題材を実施すれば各教科書会社のホームページから評価規準表がダウンロードできる事実も初めて知った受講者もいた。次のような感想があった。

「そういったものをうまく活用し、分かりにくい文章表現の部分には手を加えながら使いやすいものとし、評価に利用していくという方法を教えて頂き、それなら自分にもできそうだと、ぜひやってみようと思った」

また、通常一観点を一文で表現されている題材目標文を再構成し、文意を理解しやすくする方法については、次のような感想があった。

「題材の目標を解体し、分かりやすく言葉を補ったり、解釈したりしながら4観点に合わせて評価規準を考えたこと。それぞれの題材で評価しやすくなったように感じた」

評価のための資料を蓄積することに対して受講者は、常に悩んできているようで、次のような感想があった。

「これまでワークシートを用いながら評価をしたり、作品をデジカメで撮影したりしてきたが、それがばらばらなものであり、児童自身が自分の成長を自覚するものには至っていなかった」、「自分の日頃の図工指導では、作品はつくらせっぱなし、カードは書かかせっぱなしというようになり、通知表をかく段階でひもとくということが多かった。教師による評価のための学習の感が強かったと思う。でも、今回紹介していただいたものは、子ども自身の評価につながり、意欲にもつながっていくと思う。ぜひ実践したいと思った」。

最終的には、「繰り返し評価を重ねていくことで、評価方法に客観性がもてるようになる」のように前向きで、子どもの活動を元に評価に取り組もうとする次のような感想もあった。

「自分の評価に自信がなかったのですが、今日のお話を聞いて作品を作っている様子をよく見ながら取り組んでいきたいです」。

③図画工作科の教科観の見直しについて

現職の教員でも学力をつける教科としての認識が薄かった受講者もあり、次のような感想を各記述の冒頭に記している。

「算数と似ている、同じだと思ったことです。これはやっぱり教育の一つであると実感しました。算数との区別はないです」、「図工の時間は楽しく取り組めればよいと、思っていたが、国語、算数と同等の重みのある時間だということを再認識した」。

そして、図画工作科を教科として捉え直し、存

在意義を確認しながら、楽しいだけの教科ではないという考えに基づく次のような感想もあった。「美術って何の役に立つの？この問いかけに対する答えは常に用意しておかなければならないと思う」。

おわりに

なぜ、このような教科観の改善をテーマにして小論を展開する必要があるのかについては、第1章で取り上げた内容以外に、授業中における学生たちのこの教科に対する記憶があまりにも希薄であるという事実や、彼らの材料や用具の取り扱いが稚拙であるという事実が挙げられる。要するにきちんと指導を受けていない学生が大半であり、彼らは算数・数学や国語などの主要教科とは異なる周辺教科として、受験にも関係のないものとしての認識を持ち続けてきたのである。

もちろん、学級担任としての小学校の教員は、図画工作の指導だけを行っているだけではない。他の教科の教材研究も行わなければならない、校務分掌であてがわれた学校全体に関わる仕事もこなさなければならない。クラスの中にはさまざまな事情を抱えた児童が存在し、時には保護者も含めて彼らに対峙していくことが求められている。図画工作科だけに力を注ぐことはできないというのが、正直なところであろう。

だからと言って、この教科の学習指導要領における目標の「豊かな情操を養う」⁴³ ための教育の機会が、児童に与えられないということは許されることではない。

現役で大学に合格し、現在小学校の教員免許取得のために、図画工作にかかわる講義を受けている学部3年生の学生たちの小学校4年生時から、平成10年版学習指導要領が完全実施された。したがって、彼らは、高学年の年間指導時数が70時間から50時間になった学年である。

彼らがどのような図画工作科の教育を受けてきたとしても、教壇に立った際に、この教科に対する学力をつける教科としての教科観を確立していることを望みたい。この取り組みは、始まったばかりである。

1 平成10年版学習指導要領が施行される直前に問題になった「学力」低下論争においては、全く

組上に載せられることがなかっただけでなく、「学力向上フロンティアスクール」の実施の際にも、算数科、国語科を選んでの研修は多数行われたが、図画工作科が行われた回数は非常に少なかったという事実がある。隅敦「美術非専門教員によって行われる評価の困難意識を低減するシステムの開発-教科書題材目標文の解体を通して-」、大学美術教育学会、『大学美術教育学会誌第40号』、2008年、p193.

2 「絵画」58.9%、「美に対する感性等を表す抽象的な概念等」21.8%、「絵画の作家名」6.6%、「教科名」3.3%、デザイン3.3%、術館1.9%、彫刻1.3%、美術室1.3%、ルネサンス1.3%。作家名まで加えると約66%の学生が美術イコール絵画であるという認識を抱いていることが分かる。隅敦「美術教育でつける学力の意義についての一考察-教養科目「美術」の実施を通して-」「大学美術教育学会誌42号」2010年、pp.167-173.

3 隅敦「全国教員採用試験問題「図画工作科」の分析と課題?過去出題(2006年~2009年)の分類を通して-」『美術科教育学会学会誌第32号』、2011年、pp.213-227

4 平成元年版学習指導要領では、A表現の内容の中に次のような記述があった。第1学年「版にして写す」第2学年「平易な版をつくって表したりする」第3学年「紙版などで表したりする」第4学年「平易な木版などで表したりする」第5学年「版などで表したりする」第6学年「版などで表したりする」平成10年版と20年版には「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」に「各学年の「A表現」の(2)については、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること」記されているのみである。

5 山梨県2007年の問題「山梨県の専門教養小学校全科 2011年度版」協同出版、2010、p.107

6 和歌山県2006年の問題「和歌山県の専門教養小学校全科 2011年度版」協同出版、2010、pp.156-157

7 時事通信出版局・筑波大学附属学校教育局「試験問題から見る教員採用の現状と課題 -教員採用試験における“良問・悪問”とは何か?」時事通信出版局、2005、p37

8 同上

- 9 前掲 5 pp.107-108
- 10 平成10年告示 小学校学習指導要領図画工作科 教科の目標「表現及び鑑賞の活動を通して、つくりだす喜びを味わうようにするとともに造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、豊かな情操を養う」平成20年告示 図画工作科 第1目標「表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う」
- 11 前掲 7 p3
- 12 前掲 7 pp2-3
- 13 前掲 7 p35
- 14 教員免許更新講習に参加された39名の方の事前アンケートの内容から 平成23年度教員免許更新講習「評価する能力を高める図画工作科教科書の活用のあり方」平成23年8月8日、富山大学人間発達科学部
- 15 宮崎県2009年の問題「宮崎県の専門教養小学校全科 2011年度版」協同出版, 2010, p.64
- 16 石川県2008年の問題「石川県の専門教養小学校全科 2011年度版」協同出版, 2010, p.76
- 17 文部科学省発表の「平成22年度教員採用等の改善に係る取組事例」においては、実技を一次試験で行っている地域は2009年実施の問題では、2県、二次試験では7県で行われている。実際には、実技という枠ではなく、通常の筆記試験の中で行われており、齟齬が生じている。
- 18 秋田県については、2010年度においては、二次試験の実技のみの出題になっている。「平成22年度公立学校教員採用選考試験の実施方法について」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1287762.htm, 2010年11月23日取得
- 19 千葉県, 富山県, 奈良県, 兵庫県については、2010年度において図画工作科の教科に関する問題の出題が一次においても二次においても無い。表9及び「平成22年度公立学校教員採用選考試験の実施方法について」の附属添付資料「第2表-1 実施方法（実技試験）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1287762.htm, 2010年11月23日取得
- 20 専門検査筆答検査の小学校及び特別支援学校 A 小学部の1次検査における出題内容については「小学校の受検者については、国語, 社会, 算数・数学, 理科, 英語の5教科から出題する。」とある。専門検査実検査についてはなし。さらに、2次試験においては水泳実技, 選択実技検査(体育またはオルガン演奏)である。『平成24年度富山県公立学校教員採用選考検査実施要項』富山県教育委員会
- 21 学校教育法 第五十七条
- 22 学校教育法 大学については第九十条, 大学に於ける専攻科や別科については第九十一条, 大学院修士課程については第一百零二条, 大学院博士課程については第一百零四条, 高等専門学校については第一百零九条, 専修学校については第一百二十五条
- 23 五 その他高等学校において, 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 24 学校教育法施行規則 第五十条
- 25 学校教育法施行規則 第五十二条
- 26 義務教育諸学校教科用図書検定基準第二章各教科の共通の条件 2 選択・扱い及び校正・排列
- 27 昭和22年(1947年)3月31日制定
- 28 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第三条
- 29 学校教育法施行規則第五十七条
- 30 学校教育法施行規則第二十四条
- 31 「新しい学習指導要領においては、関心や意欲, 態度, 思考力や判断力などを育成すべき中心的な資質や能力であるとともに、これからの教育において育成を図るべき基礎・基本の柱となるものです。指導要録も、このような新しい学力観に立つ学力を適切に評価し、それを指導に生かすことができるように改訂されて、新しい学力観がいっそう明らかにされました。」文部省編著「小学校図画工作科指導資料」日本文教出版, 1993, p.12.
- 32 平成21年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査(B票)の結果について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/news/1269841.htm文部科学省 WEB ページ 2012年5月19日取得
- 33 平成23年度教員免許更新講習「評価する能力を高める図画工作科教科書の活用のあり方」受講者39名に対するアンケート 富山大学人間発達科学部, 2011年8月8日
- 34 日本美術研究会「図画工作1・2上」日本文教出版, 2010年検定済, p.13
- 35 日本美術研究会「図画工作3・4上」日本文教

- 出版, 2010年検定済, pp.6-7
- 36 特日各勒「来日しデザイン研究から美術教育研究へ」『国際交流情報第2号』大学美術教育学会国際交流委員会, 2010年
- 37 日本美術研究会「図画工作5・6上」日本文教出版, 2010年検定済, p.24
- 38 平成23年度教員免許更新講習「評価する能力を高める図画工作科教科書の活用のあり方」2011年8月8日, 富山大学人間発達科学部
- 39 版画の刷りの作業を行う際のローラーの取っ手部分の握り方について, 次のように記述があるが気がついていた受講生はいらっしゃらなかった。「ずがこうさく1・2下」日本文教出版, p.33, はさみの持つ際に人差し指を出して支える持ち方。「ずがこうさく1・2上」日本文教出版, p.8 等。
- 40 「題材目標の解体」とは筆者の造語であり, 各教科書会社の提供する年間指導計画に記される題材目標を利用するだけで可能な取りかかりやすい評価方法, 「美術非専門教員によって行われる評価の困難意識を低減するシステムの開発 -教科書題材目標文の解体を通して」-『大学美術教育学会誌第40号』大学美術教育学会, 2008年, pp.193-200.
- 41 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第三条
- 42 「この教科書は, これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ, 国民の税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう」「ずがこうさく1・2上」日本文教出版, H22検定済, 裏表紙「ずがこうさく1・2上」開隆堂出版, H22検定済, 裏表紙
- 43 前掲10

(2012年5月21日受付)

(2012年7月18日受理)